

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正について

千葉県健康福祉部児童家庭課

### 1 改正趣旨

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第23条（第31条の7及び第38条による準用を含む）の規定を受け、母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めている。

このたび、施行令では、新たに創設された高等教育の修学支援新制度の適用を受けた者の修学資金及び就学支度資金限度額を制度の適用により受けた給付及び減免相当額を控除する改正や、違約金率の引き下げの改正が行われた。

施行令の改正に合わせて共に、行政手続きの見直しによる押印欄の廃止等様式の軽微な修正を行うため、細則中の当該項目について改正が必要となった。

### 2 改正の背景

国では、学習の機会を平等にするため、貧困世帯の子であっても、大学や専門学校等で修学ができるように、経済的な支援として、高等教育の修学支援新制度を創設し、それに伴い母子父子寡婦福祉資金貸付制度の見直しが行われた。違約金の改正は、ひとり親家庭が経済的に苦しい状況に置かれていることや、民法で定める法定利率が3%であることを踏まえたことによるものである。

また、押印欄の廃止や様式の軽微な修正については、行政手続きの負担軽減及び貸付に係る合意内容や通知内容が、よりわかりやすく明確となるようにするものである。

### 3 改正内容

・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、12号様式の裏面に記載されている違約金の率を5%から3%に改める。

・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年千葉県規則第三十二号の二）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第十三条の二第五号中「第三十一条の六第五項」を「第三十一条の六第六項」に改める。

第十四条第五号中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

・行政手続きの見直しに伴い、1号様式、18号様式、19号様式、20号様式、21号様式、23号様式、24号様式、29号様式、30号様式、31号様式の押印欄を廃止する。

・様式の軽微な修正として次のように改正する。

第13号様式中「千葉県知事」を「職氏名」に改める。

第14号様式中「第六条」の次に「及び第九条第四項」を、「法令」の次に「及び資金貸付決定通知書」を加える。

第21号様式中「資金の借受に関する事情の変更届」を「資金の借受けに関する事情の変更届」に改める。

第26号様式の注1「母」の次に「又は父」を加える。

第29号様式中「連署する」を「児童との連名とする」に改める。

第30号様式中の注3を削る。

第31号様式中の注3を削る。

### 4 施行 令和4年4月1日から施行する。

ただし、第3条第4号、第13条の2第5号、第14条第5号及び別記第12号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

### 5 添付資料

①官報

②母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令